

全国手話言語市区長会  
設立総会・フォーラム  
<参考資料>  
手話言語条例の成立状況



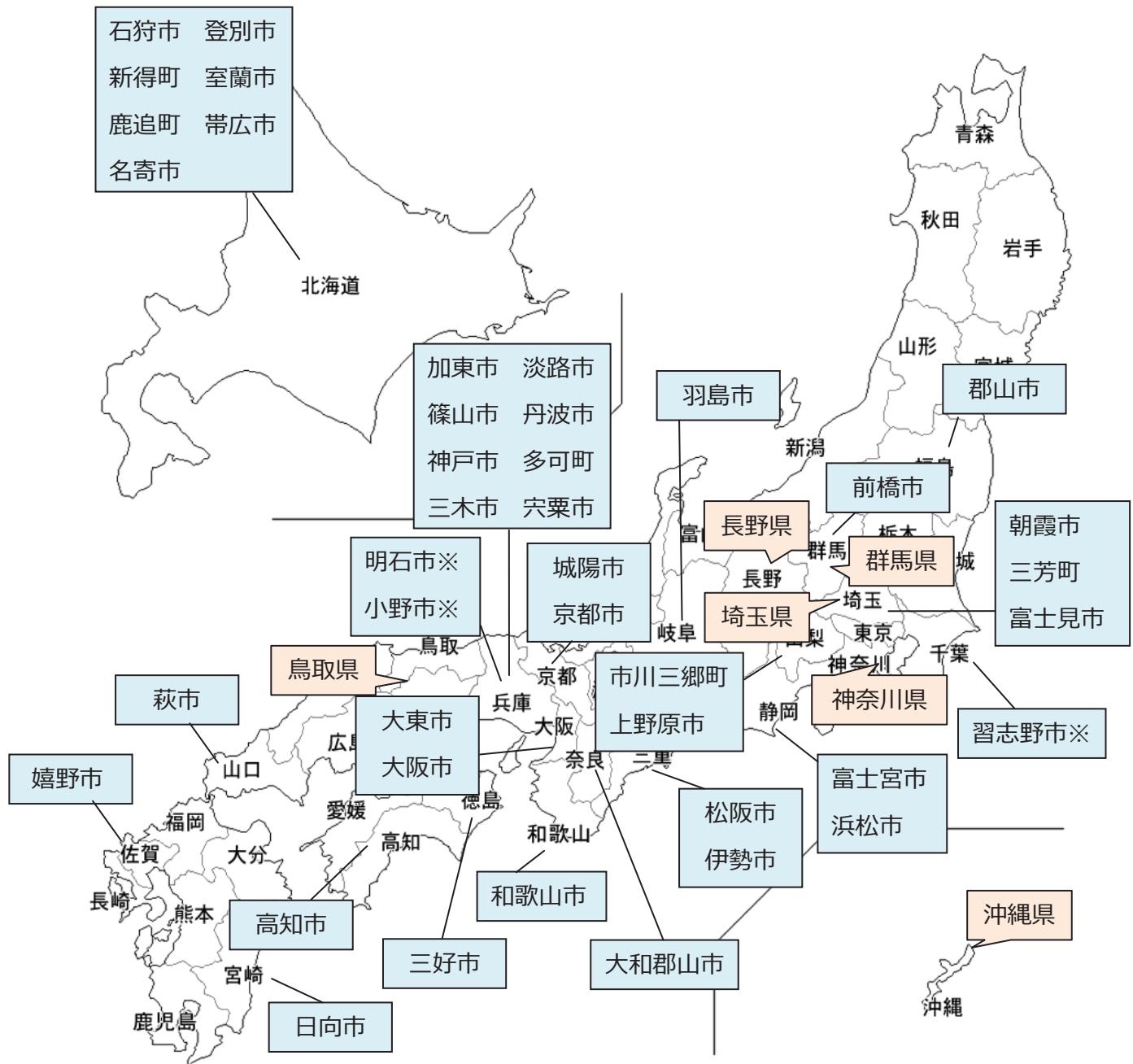
平成 28 年 6 月 8 日

全国手話言語市区長会





手話言語条例 成立状況 (2016年5月25日現在)



計 47 自治体 (36 市 5 町 6 県)

※は情報コミュニケーションの内容を含む条例

## 手話言語条例 成立状況一覧 (2016年5月25日現在)

※成立順

No.	自治体名	条例正式名称	成立日	施行日
1	鳥取県	鳥取県手話言語条例	2013/10/08	2013/10/11
2	北海道 石狩市	石狩市手話に関する基本条例	2013/12/16	2014/04/01
3	北海道 新得町	新得町手話に関する基本条例	2014/03/05	2014/04/01
4	三重県 松阪市	松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例	2014/03/24	2014/04/01
5	佐賀県 嬉野市	嬉野市心の架け橋手話言語条例	2014/06/20	2014/07/01
6	北海道 鹿追町	鹿追町手話に関する基本条例	2014/09/19	2014/10/01
7	兵庫県 加東市	加東市手話言語条例	2014/11/27	2015/04/01
8	山口県 萩市	萩市手話言語条例	2014/12/18	2014/12/20
9	兵庫県 篠山市	篠山市みんなの手話言語条例	2014/12/19	2015/04/01
10	神奈川県	神奈川県手話言語条例	2014/12/25	2015/04/01
11	群馬県	群馬県手話言語条例	2015/03/12	2015/04/01
12	奈良県 大和郡山市	大和郡山市手話に関する基本条例	2015/03/16	2015/04/01
13	福島県 郡山市	郡山市手話言語条例	2015/03/20	2015/04/01
14	北海道 名寄市	名寄市みんなを結ぶ手話条例	2015/03/20	2015/03/23
15	兵庫県 神戸市	神戸市みんなの手話言語条例	2015/03/24	2015/04/01
16	兵庫県 明石市※	手話言語を確立するとともに 要約筆記・点字・音訳等障害者の コミュニケーション手段の利用を促進する条例	2015/03/26	2015/04/01
17	兵庫県 三木市	三木市共に生きる手話言語条例	2015/03/27	2015/04/01
18	京都府 城陽市	手で輪を広げる城陽市手話言語条例	2015/03/30	2015/04/01
19	山梨県 市川三郷町	市川三郷町手話言語条例	2015/09/18	2015/10/01
20	埼玉県 朝霞市	朝霞市日本手話言語条例	2015/09/24	2016/04/01
21	大阪府 大東市	大東市こころふれあう手話言語条例	2015/09/28	2015/11/01
22	三重県 伊勢市	伊勢市手話言語条例	2015/10/07	2016/04/01
23	群馬県 前橋市	前橋市手話言語条例	2015/12/07	2016/04/01
24	埼玉県 三芳町	三芳町手話言語条例	2015/12/10	2015/12/10

## 手話言語条例 成立状況一覧 (2016年5月25日現在)

※成立順

No.	自治体名	条例正式名称	成立日	施行日
25	静岡県 富士宮市	富士宮市手話言語条例	2015/12/14	2016/04/01
26	埼玉県 富士見市	富士見市手話言語条例	2015/12/15	2015/12/15
27	北海道 登別市	登別市ぬくもりある手話条例	2015/12/18	2016/04/01
28	兵庫県 淡路市	淡路市手話言語条例	2015/12/18	2016/04/01
29	宮崎県 日向市	日向市手話言語条例	2015/12/18	2016/04/01
30	千葉県 習志野市※	習志野市手話、点字等の利用を進めて、 障がいのある人もない人も絆(きずな)を深め、 互いに心を通わせるまちづくり条例	2015/12/21	2016/04/01
31	兵庫県 丹波市	丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例	2015/12/22	2016/04/01
32	兵庫県 多可町	多可町手話言語条例	2015/12/25	2016/01/01
33	大阪府 大阪市	大阪市こころを結ぶ手話言語条例	2016/01/15	2016/01/18
34	兵庫県 宍粟市	宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例	2016/03/11	2016/04/01
35	長野県	長野県手話言語条例	2016/03/14	2016/03/22
36	徳島県 三好市	三好市手話言語条例	2016/03/18	2016/03/23
37	岐阜県 羽島市	羽島市手で語ろう手話言語条例	2016/03/22	2016/04/01
38	和歌山県 和歌山市	和歌山市手話言語条例	2016/03/23	2016/04/01
39	山梨県 上野原市	上野原市手話言語条例	2016/03/24	2016/04/01
40	静岡県 浜松市	浜松市手話言語の推進に関する条例	2016/03/24	2016/04/01
41	埼玉県	埼玉県手話言語条例	2016/03/25	2016/04/01
42	北海道 室蘭市	室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例	2016/03/25	2016/04/01
43	京都府 京都市	京都市手話言語がつなぐ 心豊かな共生社会を目指す条例	2016/03/25	2016/04/01
44	高知県 高知市	高知市手話言語条例	2016/03/25	2016/07/01
45	兵庫県 小野市※	小野市手話、要約筆記、 点字等意思疎通手段利用促進条例	2016/03/25	2016/04/01
46	沖縄県	沖縄県手話言語条例	2016/03/28	2016/04/01
47	北海道 帯広市	帯広市手話言語条例	2016/03/28	2016/04/01

※は情報コミュニケーションの内容を含む条例



# 全国の手話言語条例



## 目 次

○ 室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例	8
○ 帯広市手話言語条例	10
○ 名寄市みんなを結ぶ手話条例	12
○ 登別市ぬくもりある手話条例	14
○ 石狩市手話に関する基本条例	16
○ 郡山市手話言語条例	18
○ 前橋市手話言語条例	21
○ 朝霞市日本手話言語条例	24
○ 富士見市手話言語条例	26
○ 習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いにを通わせるまちづくり条例	28
○ 上野原市手話言語条例	32
○ 羽島市手で語ろう手話言語条例	34
○ 浜松市手話言語の推進に関する条例	36
○ 富士宮市手話言語条例	38
○ 伊勢市手話言語条例	40
○ 松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例	42
○ 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例	44
○ 手で輪を広げる城陽市手話言語条例	47
○ 大阪市こころを結ぶ手話言語条例	50
○ 大東市こころふれあう手話言語条例	53
○ 神戸市みんなの手話言語条例	56
○ 明石市手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	58
○ 三木市共に生きる手話言語条例	64
○ 小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例	67

○ 篠山市みんなの手話言語条例	70
○ 丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例	73
○ 淡路市手話言語条例	75
○ 宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例	77
○ 加東市手話言語条例	80
○ 大和郡山市手話に関する基本条例	83
○ 和歌山市手話言語条例	85
○ 萩市手話言語条例	86
○ 三好市手話言語条例	88
○ 高知市手話言語条例	90
○ 嬉野市心の架け橋手話言語条例	92
○ 日向市手話言語条例	94
○ 新得町手話に関する基本条例	96
○ 鹿追町手話に関する基本条例	98
○ 三芳町手話言語条例	100
○ 市川三郷町手話言語条例	102
○ 多可町手話言語条例	105
○ 群馬県手話言語条例	108
○ 埼玉県手話言語条例	112
○ 神奈川県手話言語条例	116
○ 長野県手話言語条例	119
○ 鳥取県手話言語条例	124
○ 沖縄県手話言語条例	129

## 【室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例】

(平成 28 年 3 月 25 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

室蘭市で暮らしているろう者は、耳が聞こえないため、周りとの音声言語によるコミュニケーションや聞こえる人との交流が難しく、また、日常生活や職場などでは、十分な情報が得られないと、地域では暮らしにくく、手話が言語として広がっていくことを願ってきました。

手話は、手指や体・表情等で表現し、目で聞く（見る）ための独自の言語体系を有しており、ろう者の中で生まれ、大切に受け継がれてきました。

私たちは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語と認められたことにより、ろう者及び手話を必要とする人が、あらゆる場面で自由に手話を使える地域社会となるように取り組まなければなりません。

ここに、室蘭市民が、手話を言語として理解し、手話の広がりを感じることで、思いやりのある心を持ち、全ての人の社会参加を実現していくきっかけになることを願うとともに、だれもが安心して暮らすことができる生きがいのある社会の実現を目指してこの条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

### (手話の意義)

第2条 手話は、独自な言語体系を有する文化的所産であって、ろう者がさまざまな知識を得て生きがいのある社会生活を営むために、大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者及び手話を必要とする人は手話により意思疎通を円滑に図る権利を有していること、その権利は尊重されることを基本として、行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【帯広市手話言語条例】

(平成 28 年 3 月 28 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、豊かな表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかし、これまで手話が言語として認められてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、手話を必要とする人に対して、手話による意思疎通をしやすい環境を整えることが求められています。

帯広市は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人々が共生する地域社会、「人にやさしい、人がやさしいまち」の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする市民にとって、手話を使用しやすい環境づくりを進めることで、ろう者とろう者以外の人々が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第3条 手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人々が手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、互いに尊重しあうことを基本として行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進

するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 市民の手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりを進めるための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の促進を図るための施策

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【名寄市みんなを結ぶ手話条例】

(平成 27 年 3 月 20 日成立、平成 27 年 3 月 23 日施行)

名寄市民憲章（平成 19 年制定）では、名寄の市民が「からだとこころの健康を大切にし、互いに温かい思いやりをもって、安心して暮らせるまちをつくります」と誓っています。

この温かい思いやりを表現し、いきいきと伝え合うのが言語です。

言語はお互いのこころを通わせる大切なものです、ろう者にとっても手話は意思を伝え知識を蓄え、文化を創造するための大切な言語です。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）においても手話は、言語として位置づけられています。

私たち名寄市民は、手話を言語として認識し、手話への理解の輪を広げ、ろう者が安心して暮らせるまちを実現するため、この条例を制定します。

### （目的）

第 1 条 この条例は、手話への市民の理解を広げ、手話を必要とする市民の安心できる日常生活の実現及び社会参加が保障されることを目的とします。

### （基本理念）

第 2 条 手話を必要とする市民は、手話による意思伝達の権利を有し、その権利は尊重されなければなりません。

### （市の責務）

第 3 条 市は、市民の手話に対する理解を広げる施策、手話を使いやさしい環境とする施策を推進するよう努めるものとします。

### （市民の役割）

第 4 条 市民は、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。

### （施策の推進）

第 5 条 市は、次の施策を推進するよう努めるものとします。

- (1) 手話の普及啓発
- (2) 手話による情報取得及び手話を使いやさしい環境づくり
- (3) 手話による意思疎通支援
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 市は、前項に規定する施策を推進するときは、障がい者その他の関係者の意見を聴きその意見を尊重するよう努めなければなりません。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行します。

## 【登別市ぬくもりある手話条例】

(平成 27 年 12 月 28 日公布、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、意思の伝達や知識の習得などの手段として日常生活や社会的活動、文化的活動になくてはならないものです。

手話は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において言語として位置づけられており、音声の聞き取りが困難な人が、手指や体の動き、表情を使って意思を伝え合う言葉として大切に育まれてきました。

私たちのまち登別市は、自然豊かなまちであり、多くの人が訪れる泉源豊富な湯のまちでもあります。

このまちで暮らす人が、自分の使いやすい言語を気兼ねなく使える環境にしていくことは市の責務であり、また訪れる観光客等が安心して来訪できる取り組みを進めていくことが求められています。

このようなことから、言語である手話の使いやすい環境をつくり、誰もが安心して暮らせるぬくもりある登別市を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話の使いやすい環境をつくることにより、手話を使用する市民が、あらゆる分野の活動に参加して様々な交流を図ることができ、地域において思いやりとぬくもりを感じながら安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及び市民が手話により意思を伝え合う権利を有することを基本として、市民の個性と人格を尊重して行わなければならぬ。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念に基づき、市民の手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話による様々な交流が積極的に図られるよう必要な施策を推進するものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、自ら手話への理解と関心を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第5条 市は、第3条に規定する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針は、市が別に定める障がい者に関する計画等との調和が保たれたものでなければならない。

3 施策の推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援に関する事項
- (4) 手話による交流の推進に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 市は、施策の推進方針の策定、変更等をするときは、あらかじめ市民の意見を反映させるため関係団体等と協議しなければならない。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【石狩市手話に関する基本条例】

(平成 25 年 12 月 16 日成立、平成 26 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいう者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。

ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (手話により意思を伝え合う権利の尊重)

第 2 条 市民は、手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (施策の推進方針の策定)

第 5 条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話の普及啓発に関する事項
  - (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
  - (3) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時は、あらかじめ、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

## 【郡山市手話言語条例】

(平成 27 年 3 月 20 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

人間は、言語によって自分の思いや考えを伝え、社会生活を営んできました。手話はろう者が手指の動きや表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

私たちの住む郡山市は、住民と全国からの移住者が力を合わせ成し遂げた安積疏水の開削や安積開拓からわかるように、歴史的に人と人が交流しながら成長を続けてきたまちであり、今後さらなる発展を目指すには、市、市民及び事業者全てがお互いを理解し、尊重しながら信頼の絆で結ばれる社会を実現していくことが大切です。

これらを踏まえ、私たちは手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、全ての市民が共に生きる地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の理解及び普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第 5 条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関するこ。
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関するこ。

(3) 手話による意思疎通支援に関すること。

(4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関すること。

2 市は、施策と市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第6条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(手話を用いた情報発信)

第7条 市は、手話を必要とする人が市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

(手話通訳者等の確保及び養成等)

第8条 市は、手話通訳者及び手話奉仕員の養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 学校の設置者は、手話の理解及び普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関における手話の普及)

第10条 医療機関の開設者は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するためには、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において手話を使用しやすい環境を整備するために手話通訳者を派遣する制度の周知等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第11条 市は、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 市は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

第 13 条 市は、この条例に定める諸施策に関し、情報通信の技術を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 14 条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な限度において財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第 15 条 市は、聴覚障害の特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 【前橋市手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 7 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの意思疎通を図り知識を蓄え文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解するために、また、知識を蓄えて文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、長い間手話は言語として認められず、ろう者に対する差別や偏見を生み、ろう者は様々な不便や不安の中で耐えながら暮らしてきた。

そのような中、前橋市においては昭和 43 年、県下でいち早くろう者とろう者と関わってきた聞こえる者が共同して手話サークルを立ち上げ、手話や聴覚障害者に対する理解を広げ多くの手話通訳者を育ててきた。

このような経過の中で、近年、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語に手話を含むと規定された。

前橋市は、手話は言語であるとの認識に立ち、ろう者への理解を深め、市民の誰もが助け合い、支え合う社会を目指し、この条例を制定するものである。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (手話の意義)

第 2 条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵かん養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

### (基本理念)

第 3 条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(県との連携及び協力)

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(方針の策定)

第8条 市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。
- (5) 手話に関わる専門職の資質向上に関すること。

2 市は、前項の方針の策定に当たっては、障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第10条 市は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校において手話を必要とする幼児、児童、生徒又は学生がいる場合に、

必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の啓発)

第 11 条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めるものとする。

2 市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、医療機関において聴覚障害の診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第 12 条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して、必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第 13 条 市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 14 条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第 15 条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障害者の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 【朝霞市日本手話言語条例】

(平成 27 年 9 月 24 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に寄与してきた。

これまで、日本手話が言語として認められなかつたことや日本手話を使用することができる環境が充分に整えられてこなかつたことなどから、日本手話を使用するろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

このようなことから、日本手話が言語であるとの認識に基づき、日本手話を使用して安心して暮らすことができ、広く市民が日本手話への理解を深め、互いに地域で支え合う朝霞市を目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、日本手話に係る市の責務等を定め、日本手話に対する理解の促進、日本手話の普及その他日本手話を円滑に使用することができる環境の整備に関し必要な措置を講ずることにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「日本手話」とは、手、指、体、顔の部位等の動きにより文法を表現し、日本語とは異なる文法体系を有する言語のことをいう。

### (権利)

第 3 条 市民は、自らの言語として日本手話を使用する権利を有し、その権利を尊重しなければならない。

### (市の責務)

第 4 条 市は、日本手話を普及させる責務を負う。

### (市民の役割)

第 5 条 市民は、第 3 条の権利に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第 6 条 事業者は、日本手話を使用する市民が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(手話通訳者の役割)

第7条 手話通訳を行う者(以下「手話通訳者」という。)は、日本手話を使用する市民の意思を尊重した通訳を行うとともに、第3条の権利に対する市民の理解の促進及び日本手話の普及に努めるものとする。

(施策の推進方針)

第8条 市長は、第4条の責務を果たすため、日本手話に係る施策の推進方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

2 推進方針は、次に掲げる施策について定めるものとする。

- (1) 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策
- (2) 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 日本手話を使用することができる環境整備のための施策
- (4) 手話通訳者の養成及び確保のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

3 推進方針は、障害者のための施策に係る市の基本的な計画と整合が図られたものでなければならない。

4 市長は、推進方針を定めるときは、朝霞市障害者プラン推進委員会条例(平成25年朝霞市条例第14号)に規定する朝霞市障害者プラン推進委員会のほか、日本手話を使用する市民、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【富士見市手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 15 日成立、施行)

手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え、会話をするときに、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、手話に対する理解が広まっているとは言えません。

こうした中において、手話が言語であることが障害者の権利に関する条約や障害者基本法で認められ、手話に対する理解が広まり、さらに深まることが求められています。

このため、市民一人ひとりがそれぞれの言語を尊重し、コミュニケーションを図ることがとても大切です。

ここに、私たちは、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備に関し基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることにより、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民に必要な言語として尊重されることを基本に行わなければならぬ。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備を行うために必要な手話に関する施策を定め、及び推進しなければならない。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、第 2 条の基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進方針)

第5条 市は、次に掲げる手話に関する施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市は、市が別に定める障がい者に関する計画を勘案して推進方針を策定するものとする。

3 市は、推進方針について、市民の意見を聴かなければならない。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例】

(平成 27 年 12 月 21 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

私たちが目指すのは、障がいのある人もない人も、誰もが当たり前に心を通わせ、理解し合える住みやすい社会である。人と人が心を通わせるには、共通の言語を基盤とした充分な情報の取得やコミュニケーションをするための手段が必要であるが、障がい等により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。

障がい者は、生活の様々な場面において、必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションの困難さを経験している。情報とコミュニケーションは、生活の基礎として重要であるため、手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談等障がい者が容易に利用できる情報と意思の伝達手段や人との関わりを通じた伝達手段を使用することが不可欠であり、情報保障とコミュニケーションの保障のための施策が必要である。

また、手話は言語であり、ろう者にとっては物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するものである。ろう者は、手話を大切に育んできたが、全国的に手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。ろう者が安心した生活を送るためにには、手話をいつでも自由に使用できる環境の整備が必要である。

このような認識に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障とコミュニケーションの保障をするとともに、言語として手話を自由に使用できる環境の整備を図ることにより、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図ることにより、障がいのある人もない人も、全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号の障害及び同条第 2 号に規定する社会的障壁（以下「社会的障壁」という。）により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法第 2 条第 1 号の障害者をいう。
- (3) 手話、点字等の伝達手段 手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談その他の障

がい者が容易に利用できる情報及び意思の伝達手段をいう。

- (4) ろう者 耳が聞こえない者のうち、手話により日常生活を送る者をいう。
- (5) 市民活動団体 特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うものをいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は個人をいう。
- (7) 情報保障 情報の取得及び利用の機会を保障し、自己実現の価値を認めることをいう。
- (8) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、理解し合い、意味を分かち合い、信頼関係及びつながりを築くことをいう。
- (9) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

#### （基本理念）

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 障がい者の基本的人権の尊重又は擁護に当たり、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性を認めること。
- (2) 手話が言語であるという認識を広め、ろう者が手話を利用する機会を保障すること。
- (3) 障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、協働すること。

#### （連携及び協働）

第4条 市、市民、市民活動団体及び事業者は、次条から第7条までに規定する責務を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進のための社会環境の整備に関する施策又は活動を実施するよう努めるものとする。

2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進を図るため、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めるものとする。

#### （市の責務）

第5条 市は、市が策定する長期計画その他各種計画との整合性を図りながら、第1条の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解に関する合理的配慮を行うものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの重要性並びに手話が言語であることを理解し、障がい者の情報の取得及び利用並びにコミュニケーションにおける合理的配慮を行うよう努めるものとする。

(市民活動団体及び事業者の責務)

第7条 市民活動団体及び事業者は、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障並びに手話の普及及び理解の促進に関する合理的配慮を行うよう努めるものとする。

2 市民活動団体及び事業者は、他者が行う第1条の目的を達成するために必要な活動及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(障がい者の情報保障及びコミュニケーションの保障に関する施策)

第8条 市は、第5条第1項の規定に基づき、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図ること。
- (2) 障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成をすること。
- (3) 障がい者に対し教育、療育、選挙、職業選択、文化芸術活動、スポーツ活動その他社会生活のあらゆる場面で、障がいのない人と等しく情報保障をすることにより、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境を整備すること。
- (4) 災害時における緊急情報を、障がい者の障がいの種類及び特性に応じ迅速かつ的確に伝達すること。
- (5) 障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者の手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障を図るために必要な施策

(手話の普及及び理解の促進に関する施策)

第9条 市は、第5条第1項の規定に基づき、手話の普及及び理解の促進を図るため、ろう者、手話通訳に携わる者及び関係者と協力して次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民に手話を学ぶ機会を提供することにより、手話を普及し、手話に対する理解を促進すること。
- (2) ろう者が手話を学び、使用する機会の確保に努めること。
- (3) ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、手話の普及及び理解の促進を図るために必要な施策

## 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 【上野原市手話言語条例】

(平成28年3月24日成立、平成28年4月1日施行)

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

- 2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。
- 3 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションすることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

- 2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。
- 3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

### (施策の推進等)

第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

- (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者の派遣の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項に規定する施策を推進するため、施策の推進方針（以下「方針」という。）を策定するものとする。

3 市は、方針を定めるときは、上野原市総合福祉計画等策定委員会設置要綱（平成17年上野原市告示第115号）に規定する上野原市総合福祉計画等策定委員会のほか、日本手話を使用する市民、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【羽島市手で語ろう手話言語条例】

(平成 28 年 3 月 22 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

手話は、ろう者が、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために育まれてきた言語である。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、ろう者とろう者以外の者の相互理解と、その広がりをもって地域で支え合い、全ての市民が共に生きる羽島市を実現することを目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及の促進を図り、手話で意思疎通しやすい環境を構築し、全ての市民が共生する地域社会の実現を目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話の理解及び普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行わなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話及び基本理念に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するための施策の推進に努めるものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (施策の推進)

第 5 条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進することに努めるものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関する事項。
- (2) 手話による情報取得に関する事項。
- (3) 手話による意思疎通支援に関する事項。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の施策は、市が別に定める障がい者に関する計画との整合性が図られるよう努めなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【浜松市手話言語の推進に関する条例】

(平成 28 年 3 月 24 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

### (基本理念)

第 3 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

### (市民等の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話通訳者の育成その他の市の施策に協力するとともに、手話への理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び実施)

第6条 市は、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、手話への理解の促進及び手話の普及のための手話を使用しやすい環境の整備その他の施策について定め、これを実施するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【富士宮市手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 15 日成立、施行)

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者及びろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

### (基本理念)

第 3 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであること。
- (2) 手話は、ろう者及びろう者以外の者が、相互にその人格及び個性を尊重し、かつ、共生することができる地域社会の実現のための意思疎通の手段として必要な言語であること。

### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

### (市民等の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

### (施策の策定及び推進)

第 6 条 市は、第 4 条の規定に基づき、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する富士宮市障がい者計画において、次に掲げる施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話により情報を取得し、及び手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話による意思疎通支援の整備及び拡充に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【伊勢市手話言語条例】

(平成 27 年 10 月 7 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、人間が知識を蓄え思考し、お互いの意思疎通を図り、文化を創造する上で必要不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、手指や身体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられていなかったことなどから、ろう者は、必要な情報が得られない、周囲とコミュニケーションを取れないなど、多くの不便を感じながら生活し、全ての人々が共生社会を実感できる状況には至っていませんでした。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同等の言語として位置付けられたことにより、手話を必要とする人に対し、社会生活のあらゆる場面で手話による意思疎通を保障する環境を整えることが求められています。

手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解に努め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、分かり合い、心豊かに共生することができる伊勢市を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域における手話を使いやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての人々が社会的障壁によって分け隔てられることなく、共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利を最大限尊重することを基本として、行わなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、あらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、地域社会の一員として、市の施策に協力するとともに、手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が、手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民や来訪者が、意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善等手話による意思疎通支援者のための施策

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、ろう者、手話通訳者その他関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第6条 市は、前条第1項に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、施策の推進状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## 【松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例】

(平成 26 年 3 月 24 日成立、平成 26 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことのできないものです。

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられましたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況にありません。

ここに、手話が言語であるとの認識を広め、市民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整えることにより、手と手でお互いのハートをつなぎ、市民みんなが当たり前の幸せを実感できる松阪市を目指し、この条例を制定するものです。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての人が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。

### (基本理念)

第 2 条 手話の理解及び普及は、手話が言語であること、手話を必要とする人が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有していること、その権利を最大限尊重することを基本として、行われなければならないものとします。

### (市の責務)

第 3 条 市は、基本理念にのっとり、手話の普及と、手話を必要とする市民があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとします。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手

話を使用しやすい環境の構築に努めるものとします。

(施策の策定及び推進)

第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」といいます。）を策定するものとします。

3 市は、施策の推進方針を定めるため、聴覚障がい者、意志疎通支援者等が参画する松阪市手話施策推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

4 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

5 市は、施策の推進方針と市が策定する他の計画との整合性を図るものとします。

(財政措置)

第6条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途とし、施策の推進状況について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うものとします。

## 【京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例】

(平成 28 年 3 月 25 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治 11 年（1878 年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲唖院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それにもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語とがあることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和 56 年（1981 年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成 18 年（2006 年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成 23 年（2011 年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成 25 年（2013 年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和 38 年（1963 年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和 44 年（1969 年）には、関係団体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和 47 年（1972 年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和 53 年（1978 年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性

を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

#### (本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

#### (市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の

滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある応対をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【手で輪を広げる城陽市手話言語条例】

(平成 27 年 3 月 30 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

手話は言語として、ろう者が自らの意思や考えを表現し、伝えるとともに、他者の思いや考え方を理解する意思疎通の手段として使用され、これまで育まれてきた。

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）において、言語には手話を含むことが明記されたが、手話が言語であるという認識は未だ社会において浸透しておらず、手話を使用する環境が十分には整っていないことから、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることに不便や不安を感じながら生活をしてきた。

このような状況に鑑み、城陽市（以下「市」という。）のまちづくりにおいては、手話が言語であるとの認識に基づき、これを広め、市民が手話をより身近に感じ、手話による意思疎通ができる社会を目指し、もって、ろう者の社会参加がより一層推進されるよう積極的に取り組むことが必要である。

ここに、手話による自由な意思疎通が保障される社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって市及び市民が当該社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### （目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、地域において手話が使いやすい環境を構築するために、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策（以下「手話に関する施策」という。）の推進を図り、もって全ての市民が心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第 2 条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話による意思疎通を円滑に図る権利が全ての市民に保障されることを基本として行わなければならない。

### （市の責務）

第 3 条 市は、基本理念にのっとり、市民の手話についての理解を深めるとともに、手話による意思疎通ができる社会づくりを推進し、手話を用いての社会参加並びに手話の獲得及び習得の機会を保障するために必要となる手話に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する施策に協力し、手話についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市内の手話に関わる団体は、手話に関する施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(施策の推進)

第5条 市長は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針は、市長が別に定める障がい者に係る計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話の獲得及び習得に関すること。
- (3) 手話による情報取得に関すること。
- (4) 手話による意思疎通支援の拡充に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(城陽市手話施策推進会議)

第7条 次に掲げる事務を行うため、城陽市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- (1) 手話に関する施策についての評価
  - (2) この条例及び施策の推進方針の内容についての調査及び検討
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 2 推進会議は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 【大阪市こころを結ぶ手話言語条例】

(平成28年1月15日成立、平成28年1月18日施行)

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っている。

平成18年12月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。

手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかけがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大阪市は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべて人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

### (本市の責務)

第3条 本市は、前条の基本理念（以下、「基本理念」という。）にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整

備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 本市は、手話に関する施策を内部組織が連携して推進するための体制を整備するものとする。

#### (市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

#### (施策の推進方針)

第6条 本市は手話に関する施策を推進するための方針（以下、「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話を必要とする人への相談支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

3 施策の推進方針は、本市が定める障がい者のための施策に関する基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

#### (協議の場)

第7条 施策の推進方針を策定若しくは変更する場合、又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合、市長は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置しなければならない。

#### (手話を使用できる職員の増員)

第8条 本市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めるものとする。

(公共施設等に対する啓発)

第9条 本市は、病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第10条 本市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 【大東市こころふれあう手話言語条例】

(平成 27 年 9 月 28 日成立、平成 27 年 11 月 1 日施行)

人が互いを理解し合い、手をたずさえて暮らしを築いていく上で、言語は欠かせないものです。そして、手話は手指や体、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、手話でコミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合い、知識を蓄え、文化を創造してきました。ろう者にとって手話は生きる力です。そして、ろう者は、手話で日常的にコミュニケーションを図ること、手話通訳などの情報保障によってこころふれあう優しい社会となることを長年願ってきました。

しかしながら、手話が言語として位置づけられなかつたため、ろう者はコミュニケーションや交流を図ることが難しく、また、十分な情報を得られないため、地域や職場などにおいて孤立しがちな生活を営んできました。また、健聴者も、ろう者のことを理解する機会が少なく、お互いを十分に分かり合う環境にありませんでした。

こうした中で、国際連合総会において採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において「手話は言語である」と位置づけられました。今後、私たちは、ろう者と手話に対する理解を深め、手話を学び使用することで、誰もが地域社会に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

よってここに、大東市自治基本条例（平成 17 年条例第 26 号）の趣旨にのっとり、私たち一人ひとりがろう者を理解し、手話にふれあい、共に生きる大東市を目指し、この条例を制定するものです。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解および普及ならびに手話を使用しやすい環境づくりに関する基本理念を定め、市、市民および事業者の責務および役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、すべての市民が安心して暮らし、つながりを深めることのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者をいう。

### (手話の意義)

第 3 条 手話は、ろう者が意思疎通を図るために視覚的言語として独自の言語体系を有する文化的財産であつて、ろう者が知識を得て心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものである。

#### (基本理念)

第4条 手話への理解の促進および手話の普及は、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者およびろう者以外の者が、互いに人格および個性を尊重することを基本として行わなければならない。

#### (市の責務)

第5条 市は、手話への理解を促進し、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、ろう者の自立した日常生活および地域における社会参加の促進に寄与できるよう努めなければならない。

2 市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めなければならない。

#### (市民の役割)

第6条 市民は、第4条に定める基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、つながりのある地域社会の構築および障害者が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第7条 事業者は、第4条に定める基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、つながりのある地域社会の構築および障害者が安心して生活できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

3 事業者は、ろう者とコミュニケーションを図り、サービスを提供するよう努めるものとする。

4 事業者は、ろう者に配慮した職場環境を構築するよう努めるものとする。

#### (学校における手話の普及)

第8条 市は、学校において児童、生徒および教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話への理解の促進および手話の普及に努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進および手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(大東市手話施策推進会議)

第10条 施策の推進方針の策定または変更をする場合において、ろう者等から意見を聴取するため、ろう者、意思疎通支援者、公募市民等が参画する大東市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議の組織および運営については、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第11条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 【神戸市みんなの手話言語条例】

(平成 27 年 3 月 24 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

手話は、ろう者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために使われてきました。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、手話は言語として認知されず、かつて多くのろう学校で手話が禁止されていました。そのため、様々な場面でろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

手話の使用が制限される状況において、なお、手話が発展してきたのは、手話がろう者の「アイデンティティー」であり、「いのち」であったからです。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していくなければなりません。

神戸市は、昭和 52 年に全国に先駆けて神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向け取り組んできました。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、神戸市は、市民みんなの手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合うまちを目指して、この条例を定めます。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
  - (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
  - (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
  - (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 3 市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 【手話言語を確立するとともに

### 要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例】

(平成 27 年 3 月 26 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

手話は言語である

すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にあってはコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状態におかれている。

中でも、ろう者にあっては、ろう教育において口話法が長年にわたって行われ、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。

平成 18 年に国際連合で採択され、平成 26 年 1 月に日本が批准したことにより、同年 2 月に日本国内で発効された障害者の権利に関する条約は、定義において、言語には、音声言語だけではなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした。

同条約で手話が言語として明確に定められたことで、手話がろう者にとって欠かすことができない生活上のコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになった。

多様なコミュニケーション手段の促進のために

障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段があるとし、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者に大きな変化をもたらし、自立と社会参加に大きな扉を開くものとなった。

その一方で、明石市において、実際には障害の特性や障害者のニーズに応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす人と人の初步的な関係づくりに日常的な困難をきたしている人たちが少なくない。こうした障害者のコミュニケーションの権利を実現するためには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民と共有する不断の努力が必要である。

多様な人ととの出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることをすべての市民が確認し合い、そのことをもって、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしあう共生のまち－明石市づくりを推進する新しいスタートラインとするため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、手話等コミュニケーション手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的な施策を推進することにより、障害のある人がその障害特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を構築し、もつて障害のある人も分け隔てられることなく理解しあい、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** すべての手話等コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人との人が相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

- 2 手話等コミュニケーション手段を利用する人（以下「利用者」という。）が有している、障害の特性（以下「障害特性」という。）に応じてコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。
- 3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行われなければならない。

(定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 手話等コミュニケーション手段 独自言語としての手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。
- (5) 合理的な配慮 障害者が日常生活又は社会生活において、障害のない人と同等の権利を行使するため、必要かつ適切な現状の変更及び調整等を行うことをいう。
- (6) コミュニケーション支援従事者等 手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）及び盲ろう者向け通訳・介助者並びに知的障害者又は発達障害者等への伝達補助等を行う支援従事者等をいう。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 公的機関及び事業者が合理的な配慮を行うことができるよう支援すること。
- (2) 障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行うこと。
- (3) 障害者が地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進すること。
- (4) 利用者、コミュニケーション支援従事者等その他の関係者が、手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするために行う調査及び研究並びにその成果の普及に協力すること。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるとともに、コミュニケーション支援従事者等と連携し、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

#### (施策の策定方針)

第7条 市長は、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、次に掲げる施策を策定するものとする。

- (1) 手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報提供その他の手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策
  - (2) コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充及び処遇の改善その他のコミュニケーション支援従事者等の確保に関する施策
  - (3) その他手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策
- 2 市長は、前項に規定する施策を策定する場合においては、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による施策を策定した場合は、当該施策を明石市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### (財政上の措置)

第 8 条 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第 2 章 手話言語の確立

#### (手話を学ぶ機会の提供)

第 9 条 市は、ろう者、手話通訳者、公的機関及び事業者と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、公的機関及び事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、当該学習会等を支援するものとする。

#### (手話を用いた情報発信等)

第 10 条 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるように、手話を用いた情報発信を推進するものとする。

2 市長は、市が主催する講演会等に手話通訳者を配置するものとする。  
3 市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等に手話通訳者を派遣するものとする。  
4 市長は、ろう者が手話を身近に使うことができる環境及び手話による情報を入手することができる環境を整備するため、手話通訳者の派遣及びろう者に対する相談支援活動の支援等を行うものとする。

#### (手話通訳者等の確保及び養成)

第 11 条 市は、ろう者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、手話を使うことができる者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。

#### (学校における手話の普及)

第 12 条 市は、学校において、ろう児童生徒が手話で学ぶことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民が手話に関する理解を深めるため、学校教育における手話の普及啓発を行うものとする。

### 第 3 章 要約筆記・点字・音訳の促進

#### (要約筆記等を学ぶ機会の提供)

第 13 条 市は、手話等コミュニケーション手段のうち、要約筆記、点字又は音訳（以下「要約

筆記等」という。)を必要とする障害者、コミュニケーション支援従事者等、公的機関及び事業者と協力し、市民に要約筆記等を学ぶ機会を提供するものとする。

(要約筆記等を利用するための環境整備)

第 14 条 市は、障害者が要約筆記等を身近に使うことができる環境及び要約筆記等による情報を入手することができる環境を整備するため、次に掲げる事項についての取組を推進するものとする。

- (1) 要約筆記等に係るコミュニケーション支援従事者等の派遣及び要約筆記等による情報の利用に関する相談支援活動の支援等
- (2) 市が主催する講演会等における要約筆記者の配置
- (3) 地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等への要約筆記者の派遣
- (4) 市の広報活動及び公的機関が障害者に送付する文書通知等における点字サービス及び音訳サービスの提供
- (5) その他要約筆記等を利用できるようにするための環境整備に必要な事項

(要約筆記者等の確保及び養成)

第 15 条 市は、要約筆記等の手話等コミュニケーション手段を利用する障害者が地域社会において安心して生活できるよう、関係機関と協力し、要約筆記者、点訳者及び音訳者の確保及び養成を行うものとする。

第 4 章 多様な障害者のコミュニケーション手段の利用促進

(多様な障害者のコミュニケーション手段に対する支援及び配慮)

第 16 条 市は、日常生活又は社会生活において、障害特性に応じたコミュニケーション手段が障害者の年齢及び障害の種別又は状態等に応じてきわめて多様であることに鑑み、手話及び要約筆記等以外の手話等コミュニケーション手段について、利用の促進に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、触手話、指点字その他の盲ろう者のコミュニケーション手段を利用する場合に必要となるコミュニケーション支援従事者等の確保及び養成を行うものとする。
- 3 市は、次に掲げる手話等コミュニケーション手段の利用について支援を行うとともに、これらに対する市民の理解を促進するための取組を行うものとする。
  - (1) 知的障害及び発達障害の特性を踏まえた、平易な表現によるわかりやすい情報伝達及び絵図、写真、記号、サイン、ジェスチャー等によるコミュニケーション手段
  - (2) 代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)及び重度障害者用意思伝達装置等(重度の両上下肢障害及び音声・言語機能障害により使用するものであって、まばたき等に

より操作するものをいう。)によるコミュニケーション手段

(3) その他障害者のコミュニケーション手段として必要な手段

第5章 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会

(明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会)

第17条 手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策について協議するため、協議会を置く。

- 2 協議会は、第7条第1項に規定する施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。
- 3 前項に定めるもののほか、協議会は、この条例の施行に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 障害者
  - (2) コミュニケーション支援従事者等
  - (3) 手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有する者
  - (4) 公募による市民
  - (5) その他市長が特に必要と認める者
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 【三木市共に生きる手話言語条例】

(平成 27 年 3 月 27 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

手話は、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と異なる言語です。ろう者は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。しかし、ろう学校では、発声訓練や話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。

このように、ろう者は、日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に發揮することができません。また、ろう者は、手話を知らない多くの人とのコミュニケーションが困難で、情報が得られず、不自由さを感じながら暮らしてきました。近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

私たち三木市民は、手話が言語であることを認識し、この条例の制定を契機として、手話や聴覚障害に対する理解を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本的事項を定めることにより、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 市、市民及び事業者は、ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、市、市民及び事業者と協力し、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るものとする。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策

- (2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
  - (3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するための方針を策定するとともに、庁内体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施する前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(推進会議の設置)

第6条 市長は、第3条第1項各号に掲げる施策の実施状況について意見を聞くため、三木市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、聴覚障害者、意思疎通支援者、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 推進会議に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表障害支援区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

三木市手話施策推進会議委員	日額	8,000円
---------------	----	--------

## 【小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例】

(平成28年3月25日成立、平成28年4月1日施行)

言語は、人々がお互いの意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話もまた、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとってお互いの気持ちを理解し合い、豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、これまで言語として手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を抱えながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられ、ろう者が安心した生活を送るためにも、手話をいつでもどこでも自由に使用できる環境を整備していくことが求められています。

また、ろう者に限らず全ての障害者にとって分け隔てなく容易に情報を得ることができ、意思疎通を十分に図ることのできる環境を整備することは日常生活や社会生活を送るうえで不可欠であります。

ここに私たちは手話を言語として確立するとともに、障害者が必要とする手話、要約筆記、点字等の意思疎通手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話等意思疎通手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障害者の意思疎通の促進を図り、障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解し合い、市民がお互いに一人ひとりの尊厳を大切にして安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 手話等意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆及び代読、触手話その他障害者が日常生活又は社会生活を行ううえで必要とされる補助的

及び代替的に利用できる情報と意思の伝達手段をいう。

- (3) 意思疎通支援従事者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）等障害者の意思伝達を支援又は補助する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

#### (基本理念)

第3条 手話等意思疎通手段の普及及び利用機会の確保は、障害のある人とない人が相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行わなければならない。

2 手話の普及等は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであることを理解するとともに、手話が言語であるとの認識のもとに推進されなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関する施策を推進するものとする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話等意思疎通手段の活用によって障害者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備するように努めるものとする。

#### (施策の推進方針)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を小野市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）の中の施策として位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話等意思疎通手段への理解及びその普及のための施策
  - (2) 障害者が手話等意思疎通手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策
  - (3) 意思疎通支援従事者の確保及び養成のための施策
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、障害者、意思疎通支援従事者その他関係者の意見を聴くための協議の場を設けなければならない。
- 3 市長は、第1項各号に規定する施策について、毎年実施状況を公表するものとする。

(手話等意思疎通手段を学ぶ機会の提供等)

- 第8条 市は、障害者、意思疎通支援従事者、公的機関、事業者等と協力して市民に手話等意思疎通手段を学ぶ機会を提供するものとする。
- 2 市は、公的機関及び事業者等が手話等意思疎通手段に関する学習会等を開催する場合において、その支援を行うものとする。

(手話等意思疎通手段を用いた情報発信)

- 第9条 市は、障害者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話等意思疎通手段を用いた情報発信を推進するものとする。

(学校における理解等の啓発)

- 第10条 市は、学校教育における手話等意思疎通手段への理解及びその普及啓発並びに市内の小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する聴覚障害等の児童生徒に対し、手話等意思疎通手段による学習支援に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第11条 市は、第7条第1項各号に規定する手話等意思疎通手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【篠山市みんなの手話言語条例】

(平成 26 年 12 月 19 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

篠山市で暮らしているろう者は、市民として生活を営んできました。しかし、聞こえないため、周りとの音声言語によるコミュニケーションや交流が難しく、また、十分な情報が得られないため、地域では暮らしにくく孤立しがちでした。聞こえる人も、ろう者を学び、理解する機会が少なく、ろう者に話しかけることをためらい、お互いが十分にわかり合うことができませんでした。

手話は、手指や体、表情等で視覚的に表現する言語で、ろう者の中で生まれ大切に育み受け継がれてきました。それは、日本語とは異なる独自の体系をもっています。そして、ろう者やろう者と係わる人たちは、手話が言語として広がり、市民が日常的に直接コミュニケーションするとともに、手話通訳などの情報保障によって、誰もが取り残されることのない社会になることを願ってきました。

私たちは、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられたことで、手話を必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使える地域社会となるよう取り組まなければなりません。

ここに、市民が、手話が言語であることを理解し手話の広がりを実感することで、すべての人が社会参加するとともに、こころ豊かな住みよい篠山市となることをめざしてこの条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする市民が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会が実現することを目的とする。

### (手話の意義)

第 2 条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者がさまざまな知識を得てこころ豊かな社会生活を営むために、大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第 3 条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする市民が、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第6条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- (3) 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員会の設置)

第7条 施策を推進するため、篠山市手話施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、施策の推進方針及び実施状況について審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、15人以内で組織する。
- 4 委員は、ろう者団体、手話通訳者、公募市民、識見を有する者及び市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 11 年篠山市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

## 【丹波市丹(まごころ)の里手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 22 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うためのコミュニケーション手段として手話を使用してきた。また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、大切に育み受け継いできた。

しかし、これまで手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置づけられ、私たち市民は、手話を必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使える地域社会となるよう取り組む必要がある。

よって、ここにすべての丹波市民が、手話が言語であることを理解し、誰もが社会参加できるこころ豊かな住みよい丹波市となることを目指してこの条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする市民が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会が実現することを目的とする。

### (手話の意義)

第2条 市及び市民は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者がさまざまな知識を得てこころ豊かな社会生活を営むために、大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第3条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする市民が、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策(以下「施策」という。)を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)を策定するものとする。

2 施策の推進方針には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- (3) 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協議会の設置)

第7条 施策を推進するため、丹波市手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 手話による意思疎通を行う者
- (3) 手話による意思疎通を支援する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 協議会は、施策の推進方針及び実施状況について審議し、市長に意見を述べることができる。

(財政上の措置)

第8条 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【淡路市手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 18 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

### 前文

手話は、音声言語とは異なる言語であり、ろう者は、手話によって物事を考え、知識を蓄積し、コミュニケーションを図ってきました。そして、お互いの気持を理解し合い仲間の輪を広げると同時に社会参加に欠かせない言語として、大切に受け継いできました。

しかし、ろう者は、これまで手話が、言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられてこなかったため、手話及び日本語の獲得が十分でないろう者も多く、家族や学校、地域などにおいてもコミュニケーションや交流が取れず、疎外や孤立、多くの不便や不安を感じながらも、誇りと自信を持って生きてこられました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）及び障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）において、手話が、言語として認められましたが、手話への理解や普及への取組は、いまだ十分とは言えません。

誰もが人間らしく生きる権利を有することを尊重し、手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えるため、淡路市は、手話が言語であるとの認識に立ち、全ての市民が一体となって、互いに心と心が触れ合い、通じ合う共生のまちづくりを目指し、この条例を定めます。

### (目的)

第 1 条 この条例は、ろう者及びろう者に関わる手話を必要とする人たち（以下「手話を必要とする人たち」という。）への理解の促進並びに手話の普及に関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が共生する地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及への取組は、ろう者が手話を言語としてコミュニケーションを図る権利を有し、手話を通じて全ての市民が互いに人格を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、ろう者の日常生活における自立及び社会参加を促進する合理的な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針等)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話による情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と整合が図られたものでなければならない。

3 市長は、施策の推進方針について、手話を必要とする人たちその他関係者の意見を聴くための協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念に基づき、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例】

(平成 28 年 3 月 11 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人間社会の発展に大きく寄与してきました。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するためには必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、過去において手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられてこなかった歴史があります。ろう者は、音声言語を自然に習得することが難しく、音声言語だけでは十分に能力を發揮することができません。このため、宍粟市に暮らすろう者は、必要な情報を得ることも、コミュニケーションをとることもできず、地域、学校及び職場などにおいて、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。また、健聴者もろう者を理解する機会が少なく、お互いが十分に分かれ合うことができませんでした。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。しかし、未だ手話に対する理解の広がりを感じる状況に至っていません。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる宍粟市を目指し、この条例を制定するものです。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (手話の意義)

第 2 条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第 3 条 手話が言語であることを基本とし、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築することによって、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会の実現を目指すことを基本理念とする。

2 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、手話に対する市民の理解を広げ、手話を使いやさしい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- (3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者そのための事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(手話施策推進会議の設置)

第8条 市は施策を推進するため、宍粟市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施策の推進方針の策定及び見直しに関し、意見を述べること。
- (2) 施策の推進方針の実施状況を検証し、意見を述べること。

3 推進会議は、15人以内の委員で組織する。

4 委員は、ろう者団体、手話通訳者、公募市民、学識経験者その他市長が必要と認める者たちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宍粟市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

障害支援区分判定審査会	委員長	日額	15,000
	委員	日額	12,500

」

を

障害支援区分判定審査会	委員長	日額	15,000
	委員	日額	12,500
手話施策推進会議	委員	日額	8,200

」

に改める。

## 【加東市手話言語条例】

(平成 26 年 11 月 27 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることも意思疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりをいまだ感じる状況はない。

市民が、手話が言語であることを理解し、手話の広がりを実感することで、手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、だれもが希望を持てる明るい加東市を目指してこの条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民の手話への理解の促進を図り、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、及び社会参加をすること並びに全ての市民がろう者とともに生きる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

2 手話を必要とする人は、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として、手話に対する理解の促進及びその普及を図っていかなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、市の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する市民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

#### (施策の推進方針)

第5条 市長は、施策を推進するための方針(以下「施策の推進方針」という。)として、次の各号に掲げる施策についての方針を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
  - (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得るための施策
  - (3) 手話通訳者の配置の拡充、処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施策
- 2 施策の推進方針は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく、加東市障害者基本計画、加東市障害福祉計画との整合が図られたものでなければならない。

#### (推進会議の設置)

第6条 市長は、次の各号に掲げる事項について意見を聞くため、聴覚障害者、意思疎通支援者等が参画する加東市手話施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- (1) 施策の推進方針の策定のため必要な事項
  - (2) 施策の実施状況の点検及び見直しのために必要な事項
- 2 前項の推進会議の組織及び運営については、市長が別に定める。

#### (財政上の措置)

第7条 市長は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第37号）  
の一部を次のように改正する。

別表中手話通訳者選考審査委員会の項の次に次のように加える。

手話施策推進会議	委員	日額	8, 000
----------	----	----	--------

## 【大和郡山市手話に関する基本条例】

(平成 27 年 3 月 16 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、その取組を進めていくことが必要です。

ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話の理解の広がりを実感できる大和郡山市を目指し、この条例を制定するものです。

### (目的)

第 1 条 この条例は、市民の手話への理解を促進し、地域において手話を使用しやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (手話の意義)

第 2 条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に伝承し、育んできたものであることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第 3 条 手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を図るものとする。

2 手話を使用する市民は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

### (市の責務)

第 4 条 市は、市民の手話に対する理解の促進を図り、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

### (市民の役割)

第 5 条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、施策を推進するため、次に掲げる事項についての方針を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 施策の推進方針は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく大和郡山市障害者福祉長期計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく大和郡山市障害福祉計画との整合が図られたものでなければならない。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 【和歌山市手話言語条例】

(平成 28 年 3 月 23 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、かつ、地域において手話が使用されやすい環境を整備するための市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、ろう者が大切に伝承し、かつ、育んできたものであるということに鑑み、手話についての理解及び手話の普及は、手話を必要とする市民が手話により意思の疎通を円滑に行う権利を有しており、その権利は最大限尊重されるべきであるという認識に基づいて行われなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、市民及び事業者の手話についての理解の促進を図り、手話が使用されやすい環境を整備するために、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話についての理解の推進及び手話の普及に関する施策
- (2) 市民の手話の獲得及び習得に関する施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

### (市民等の役割)

第 4 条 市民及び事業者は、第 2 条に定める基本理念に対する理解を深め、前条各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

### (施策を推進するための方針)

第 5 条 市長は、第 3 条各号に掲げる施策を推進するための方針を定めるものとする。

2 市長は、前項の方針を定めようとするときは、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を 聽かなければならない。

### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 【萩市手話言語条例】

(平成 26 年 12 月 18 日成立、平成 26 年 12 月 20 日施行)

手話は、意思疎通のために用いる表現にとどまらず、ろう者が、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものとして大切に育んできた音声言語と異なる言語であり、あらゆる場面において手話により語ることができる社会の構築を推進することは、我が国のろう教育の礎の構築に尽力した山尾庸三ゆかりの地である本市の責務であります。

このような認識の下、手話の理解及び普及を図り、もって手話が言語として使える地域社会の構築と、手話を用いて語る者とそれ以外の者が共生できるまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識の下、手話の理解及び普及に関する基本理念並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定め、もって手話を用いて語る者が安心して暮らすことができる又は訪れることができるまちづくりを推進することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話は、ろう者が文化的かつ心豊かな社会生活を営むために大切に育んできた言語であることを理解しなければならない。

- 2 ロウ者は、手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。
- 3 手話の普及は、市、市民、事業者及び関係機関が相互に連携して推進されなければならない。

### (市の役割)

第 3 条 市は、基本理念にのっとり、市民の手話の理解及び普及を図る施策並びにあらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策の推進に努めるものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者の人権を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第 5 条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環

境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する障がい者計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑な意思疎通ができる環境を構築するための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【三好市手話言語条例】

(平成 28 年 3 月 18 日成立、平成 28 年 3 月 23 日施行)

手話は、音声言語の日本語とは異なる言語であり、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が物事を考え、会話するときに、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられていなかつたため、手話及び日本語の獲得が十分でないろう者も多く、家族や学校、地域などにおいても多くの不便や不安を感じながらも、誇りと自信を持って生きてこられました。

こうした中において、手話が言語であることが、障害者の権利に関する条約や障害基本法で認められ、手話に対する理解が広まり、さらに深まることが求められています。

このため、市民一人ひとりがそれぞれの言語を尊重し、コミュニケーションを図ることがとても大切です。

私たちのまち三好市では、「地域における障害者の自立と社会参加」を基本理念に、すべての人が生き生きと安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

私たちは、ここに、手話に対する理解を深め、これを広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってお互いを尊重し合い、共生する地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。

### (手話の意義)

第3条 手話は、ろう者が様々な知識を得て社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、独自の言語体系を有する文化的所産である。

### (基本理念)

第4条 手話の理解及び普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、市民一人ひとりがお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、手話の理解を推進するとともに、手話を使用する人が手話を使用しやすい環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、第3条手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

2 市は、前項の施策を推進するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、施策の推進状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

## 【高知市手話言語条例】

(平成28年3月25日成立、平成28年7月1日施行)

「言語は我々の話をするための道具であるが、またむしろ考えるための道具である」とは土佐の先人、寺田寅彦の言葉であり、この文章は「聾啞者には音響の言語はないが、これに代わるべき動作の言語がちゃんと真わっているのである」と締めくくられています。

手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現する手話は、正にろう者が物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせない言語で、これまで大切に受け継がれてきました。

しかし、過去には手話がこのような言語として広く社会に認められなかつたことや、手話によるコミュニケーションがしやすい環境が整えられなかつたことから、ろう者は、必要な情報を十分に得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記されました。

これを機に、高知市では、手話が言語であるとの認識に基づき、市全体が手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、お互いを尊重し合い、共生する地域社会を築いていくため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってお互いを尊重し合い、共生する地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。  
2 この条例において「事業者」とは、商業その他の事業を行う者をいう。

### (手話の意義)

第3条 手話は、ろう者が様々な知識を得て社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、独自の言語体系を有する文化的所産である。

### (基本理念)

第4条 手話の理解及び普及は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを前提に、市民一人一人がお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、心豊かに共生する地域社会を実現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の理解を推進するとともに、手話を使用する人が手話を使いやすい環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、第3条の手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策

2 市は、前項の施策を推進するときは、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

## 【嬉野市心のかけ橋手話言語条例】

(平成 26 年 6 月 20 日成立、平成 26 年 7 月 1 日施行)

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、地域において手話を使用しやすい環境を構築するために、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することで、手話を使用する市民が、手話により自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 手話を必要とする人は、手話により意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利を尊重することを基本として手話に対する理解及びその普及を図っていかなければならない。

### (市の責務)

第 3 条 市は、基本理念にのっとり、手話を普及し、手話を必要とする人があらゆる場面で手話による意思疎通を行うことができるようになり、自立した日常生活及び地域における社会参加を保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において手話を使用しやすい環境の構築に努めるものとする。

### (施策の策定及び推進)

第 5 条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として容易に手話を選択することができ、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
- (4) 手話通訳者の拡充及び処遇改善等、手話による意思疎通支援者のための施策

### (財政措置)

第 6 条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

## 【日向市手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 18 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく貢献してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語である。ろう者(手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。以下同じ。)は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたことにより、手話を必要とするすべての市民がいつでもどこでも安心して円滑に意思の疎通を図ることができる社会を構築していくことが求められている。

ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定するものとする。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することで、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、すべての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話の理解の促進及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民の手話の理解及び普及を図る施策並びにあらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策の推進に努めるものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、基本理念に対する理解を深め、ろう者の人権を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第6条 学校は、基本理念に対する理解を深め、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組みを通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑な意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策
- (4) 手話通訳者の設置及び待遇の改善に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、施策の策定又は変更及び施策の評価を必要とするときは、ろう者及び関係する市民の意見を反映させるものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 【新得町手話に関する基本条例】

(平成 26 年 3 月 5 日成立、平成 26 年 4 月 1 日施行)

「ろう者と共に生きる」町づくりを進めるため、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合う住みよい町を目指し、ここにこの条例を制定するものです。

町とろう者との関係は、まだ戦後の混乱期であった昭和 28 年にろう学校の生徒たちが卒業後も自立して安定した生活を送れるよう、聴覚障がい者の自立と職業訓練のために身体障害者授産所わかふじ寮が創設されたのが始まりです。

以来、聴覚障がい者を中心とした福祉事業を町民と一緒にとて作り上げ、新得町が「福祉の町」「手話の町」といわれるようになりました。

「手話」は、ろう者の日常生活にとって大切なコミュニケーション手段です。手話を使い安心して暮らすことができる町づくりに向け、全力を挙げて取り組みます。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話を言語であるとの認識に基づき、手話の理解と普及に関して基本理念を定め、町、町民及びろう者を支援している事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての町民がろう者と共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

### (手話の意義)

第 2 条 手話は、ろう者がコミュニケーションを取るときや物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意見を視覚的に表現する視覚言語であることを理解しなければならない。

### (基本理念)

第 3 条 町民の手話への理解の促進を図ることにより、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

2 手話を使用する町民が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すものとする。

3 手話を使用する町民は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

### (町の責務)

第 4 条 町は、手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として、手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

- 2 手話を使用する町民は、町の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。
- 3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(ろう者を支援している福祉事業者の役割)

第6条 ろう者を支援している福祉事業者は、町の施策に協力するとともに、手話に対する町民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(施策の策定及び推進の評価)

第7条 町は、町民が手話を使い安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るために必要な施策を策定するものとする。

- 2 施策には、次の事項を定めるものとする。
  - (1) 手話の普及及び理解の促進に関する事項
  - (2) 手話による情報取得に関する事項
  - (3) 手話による意思疎通支援に関する事項
- 3 町は、施策の策定又は変更、及び推進の評価を必要とするときは、手話を使用する町民や関係する町民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 【鹿追町手話に関する基本条例】

(平成 26 年 9 月 19 日成立、平成 26 年 10 月 1 日施行)

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を言語として認知し、ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使つたコミュニケーションが取れる町づくりに向け、町民と共に手話の理解の広がりを目指し、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話を言語であるとの認識に基づき、町民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する町民や来町者が手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (手話の意義)

第 2 条 手話は、ろう者がコミュニケーションをとつたり物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使い概念や意思を視覚的に表現する視覚言語であることを理解しなければならない。

### (町の責務)

第 3 条 町は、町民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

### (町民の役割)

第 4 条 町民は、手話の理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

### (施策の推進方針)

第 5 条 町は、施策を推進するための方針を定めるものとする。

2 施策の推進方針は、町が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話の普及啓発及び理解の促進に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(財政上の措置)

第6条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 【三芳町手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 10 日成立、施行)

手話は、日本語と同様に一つの言語です。言語である手話が私たちの暮らしの中で日本語と共に使用できる環境、すなわち日本語を使う人と手話を使う人の相互の意思疎通が可能な社会を実現するためにこの条例を制定します。

そもそも言語とは、人間相互が意志や感情を伝えあい知識を得ることや文化を創造する上で不可欠なものであり、人類発展に大きな役割を果たしてきました。

言語の中で手話は、音声言語である日本語と異なり、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現する言語です。聞こえる人が日本語を使い物事を考え、会話をしてきたように、日本の手話は、耳が聞こえない人、聞こえづらい人にとって物事を考え、会話する時に使われてきました。障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語として位置付けられたことを受け、私たちの暮らしの中で日本語と手話が言語として共存することになりました。日々の暮らしの中で、日本語を使用する人にも手話が必要であり、手話を使用する人にも日本語が必要です。また、この町で推進する『あいサポート運動』の理念である「障がいを知り共に生きる」を実現するためにも、住民が互いの言語を尊重し、それぞれの言語を介して意思疎通を図り、共に生きる社会(共生社会)を構築することをこの条例により目指していきます。

### (趣旨)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの考えに基づき、地域の中で手話をコミュニケーションの手段として位置付け、住民相互の意思疎通を円滑にすることで住民の人格と個性が尊重されるこころ豊かなまちづくりを実現することを目的とし、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境を整備するため、基本的な事項を定めるものとする。

### (基本理念)

第2条 言語である手話は、意思疎通の手段として一方的なものではなく、住民相互に必要な言語として尊重されなければならない。

### (町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念にのっとり手話に対する理解と手話の普及を図り、手話を使用できる環境整備を行うため必要な施策を推進するものとする。

### (住民の役割)

第4条 住民は、第2条の基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第5条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
  - (2) 住民が意思疎通又は情報の取得を手話により行うことができる機会の拡大のための施策
  - (3) 住民が意思疎通の手段として容易に手話を選択し、使用することができる環境の構築のための施策
  - (4) 学校教育の場における手話に対する理解及び手話の普及のための施策
  - (5) 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 町は、推進方針を、町の施策や別に定める障がい者に関する計画との調和を保ちながら策定するものとする。
- 3 町は、推進方針について、手話を使用する人その他の関係者の意見を聞くための場を設ければなければならない。

(財政措置)

第6条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【市川三郷町手話言語条例】

(平成 27 年 9 月 18 日成立、平成 27 年 10 月 1 日施行)

### (前文)

言語は、人間が知識を蓄え思考し、お互いの意思疎通を図り、文化を創造する上で必要不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。

手話は、意思疎通のために用いる表現にとどまらず、ろう者が知識を蓄え文化を創造する上で欠かせないものとして大切に育んできた言語であり、音声言語と異なる言語です。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられていなかつたことなどから、ろう者は、必要な情報が得られない、周囲とコミュニケーションを取れないなど、多くの不便を感じながら生活し、全ての人々が共生社会を実感できる状況には至っていませんでした。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同等の言語として位置付けられたことにより、手話を必要とする人に対し、社会生活のあらゆる場面で手話による意思疎通を保障する環境を整備することが求められています。

手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解に努め、手話を使って安心して暮らすことができ、全ての人々が、お互いを尊重し、わかり合い、心豊かに共生することができる市川三郷町を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解並びに普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての町民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

- 2 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。
- 3 手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。

(町の役割)

第3条 町は、基本理念にのっとり、手話の普及と、ろう者があらゆる場で手話による円滑な意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するための施策の推進に努めるものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者の人権を尊重し、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第6条 町は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 町民の手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
  - (2) 手話による円滑な意思疎通ができる環境を構築するための施策
  - (3) 手話通訳者の配置等によるろう者の社会参加の機会を拡大するための施策
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 町は、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等町長が適当と認める者が参画する市川三郷町手話施策推進会議(以下「施策推進会議」という。)を設置する。
- 3 前項の施策推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 4 町長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しに努めるものとする。

(財政措置)

第7条 町は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし附則第 2 項の規定については、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(市川三郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 市川三郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年市川三郷町条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

## 【多可町手話言語条例】

(平成 27 年 12 月 25 日成立、平成 28 年 1 月 1 日施行)

言語は、お互いの感情を分かれ合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていない。

私たち多可町民は、手話が言語であることを理解し、手話の広がりを実感することで、全ての町民がお互いの理解とつながりを深め、みんなが主役のまちをめざして、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする町民が、あらゆる場面で手話による意思疎通を行い、自立した日常生活を営み、及び地域における社会参加に務め、並びに全ての町民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 前条に規定する地域社会の実現を図るため、手話を必要とする町民が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、手話に対する理解の促進及びその普及を図らなければならない。

### (町の責務)

第 3 条 町は、第 1 条に規定する地域社会の実現を図るため、前条で定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及と、ろう者が自立した日常生活や地域における社会参加を行うことができるよう、必要な施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(町民の責務)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、第1条に規定する地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

- 2 町民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めなければならない。
- 3 ろう者は、町の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めなければならない。
- 4 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めなければならない。

(施策の推進方針)

第5条 町は、次の各号に規定する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策
- (2) 町民が手話による意思疎通を通じて情報を得る機会を拡大するための施策
- (3) 手話通訳者の配置又は派遣等手話による意思疎通支援のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(推進会議の設置)

第6条 町は、次の各号に掲げる事項について意見又は助言を求めるため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する多可町手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- (1) 施策の推進方針の策定のため必要な事項
  - (2) 実施状況の点検及び見直しのために必要な事項
- 2 前項の推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(財政措置)

第7条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(検討)

2 町は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

## 【群馬県手話言語条例】

(平成 27 年 3 月 12 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、発音訓練を中心とする口話法の導入により、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。当時のろう教育は、手話とろう者に対する理解が乏しかったため、結果的に十分に手話を使う権利や、少なからずろう者の尊厳が損なわれてきた。

手話の普及を図るため、戦後間もない昭和二十二年五月に、全国から二百人以上のろう者が群馬県の伊香保温泉に集い、これを出発点に全国各地へ手話の普及活動を展開させ、今に至っている。

現在では、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。そして、わが国でも平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されている。

群馬県では、平成十五年に人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定し、障害者への理解と共生を推進してきている。そこで、手話は言語であるとの認識に立ち、県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送り、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する「まちづくり」の展開を目指し、更に、等しく全ての障害者への理解と共生社会の実現に寄与すべくこの条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (手話の意義)

**第二条** 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵かん養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

#### (基本理念)

第三条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

#### (県の責務)

第四条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

#### (市町村との連携及び協力)

第五条 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

第六条 県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第七条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

#### (計画の策定及び推進)

第八条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### (手話を学ぶ機会の確保等)

第九条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第十条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。

(手話通訳者等の派遣体制の整備)

第十一条 県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力して、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第十二条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

(事業者への支援)

第十三条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努めるものとする。

(ろう者等による普及等)

第十四条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十五条 県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査

研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 【埼玉県手話言語条例】

(平成28年3月25日成立、平成28年4月1日施行)

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになつたものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まつているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とが手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

**第二条** 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵かん養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- 二 ろう者とろう者以外の者とが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

#### (県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

- 2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

#### (市町村等との連携協力)

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

#### (県民等の役割)

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

#### (計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

- 2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

(情報へのアクセス)

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

- 2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

(学校における手話の普及等)

第十一條 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。
- 3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。
- 4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行う

よう努めるものとする。

(手話による文化芸術活動の振興)

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 【神奈川県手話言語条例】

(平成 26 年 12 月 25 日成立、平成 27 年 4 月 1 日施行)

手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、平成 18 年 12 月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成 26 年 1 月、我が国はこれを批准した。

この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。

そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたもの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。

こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

### (基本理念)

第 3 条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろ

う者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。

(市町村との連携及び協力)

第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 【長野県手話言語条例】

(平成28年3月14日成立、平成28年3月22日施行)

手話は言語である。

私たちは、手話が、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語であり、我が国においては、明治時代に始まり、手話を使う、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきたものであることを、まず認識しなければならない。

しかしながら、手話は、今日に至るまで決して順調な発展を続けてきたわけではない。意思の伝達手段として尊重されることもあったが、ろう学校での読唇と発声の訓練を基本とする口話法の導入により、手話が自由に使用できることや、手話を習得し、手話で学ぶなどの機会を十分に得られないことで、これまで、ろう者が数々の困難に直面した歴史があることにも思いを至らせなければならない。

ようやく手話が、国際的に言語として位置付けられたのは、国際連合総会において、平成18年に障害者の権利に関する条約が採択されたことによるものである。これにより、我が国においても、平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准が行われ、制度的には前進したもの、手話への理解やその普及は、まだ大きな広がりを得ていない状況にある。

言語は、人と人とのつなぐ絆をなすものである。

長野県には、先人によって守り育てられてきた豊かな自然とともに、人と人との絆を大切にする心が息づいている。そして手話には、これまで手話により、周囲の世界を知り、考え、意思を伝えてきた人々の魂が宿っている。

私たちは、手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用される長野県を目指すためにこの条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もつてろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使い日常生活又は社会生活

を営むものをいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

#### (基本理念)

第3条 手話の普及等は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者が受け継いできた文化的所産であることについての県民の理解の下に、行われなければならない。

2 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話の普及等を推進するものとする。

#### (県民の役割)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (ろう者の役割)

第6条 ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

#### (手話通訳者の役割)

第7条 手話通訳者（知事が別に定める試験に合格した者その他知事が別に定める者をいう。第14条及び第16条において同じ。）は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

#### (ろう者が通う学校の設置者の役割)

第8条 ろう者が通う学校の設置者は、基本理念にのっとり、ろう者が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう者が通う学校の設置者は、基本理念にのっとり、基本理念及び手話に対する理解を深め

るため、通学するろう者及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(市町村との連携協力)

第10条 県は、手話の普及等に関する施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するものとする。

(施策の策定及び推進)

第11条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項の規定による障害者計画において、手話の普及等に関する必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、長野県障がい者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表しなければならない。
- 4 第2項の規定は、第1項に規定する施策の変更について準用する。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第12条 県は、県民が手話を学ぶ機会の確保をするため、手話に関する講座の開設その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県民が手話に親しみを覚える取組を行う者に対し、必要な支援を行うものとする。

(学校における理解の増進)

第13条 県は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、資料の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳者等の養成等)

第14条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他の手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上を図るものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、市町村と協力して、災害時において互いに支え合うための地域づくりに資するよう、手話を使うことができる者の養成を行うものとする。

(手話による情報発信)

第15条 県は、ろう者が災害に関する情報を迅速に得られ、及び県政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信を行うものとする。

(手話通訳者の派遣体制の整備等)

第16条 県は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者の派遣その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への支援)

第17条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに手話を使用しやすい環境の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中「[障がい者施策推進協議会の委員]」を「[障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員]」に改める。

(長野県障がい者施策推進協議会条例の一部改正)

3 長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第4条第3項及び第5条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

## 【鳥取県手話言語条例】

(平成 25 年 10 月 8 日成立、平成 25 年 10 月 11 日施行)

### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 手話の普及（第 8 条－第 16 条）

第 3 章 鳥取県手話施策推進協議会（第 17 条－第 23 条）

附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治 13 年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受け、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和 8 年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治 13 年の決議も、平成 22 年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施

策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### (手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

#### (基本理念)

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。

#### (県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

#### (市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

#### (県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

## 第2章 手話の普及

### (計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

### (手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

- 2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

### (手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

- 2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

### (手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

### (学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。
- 3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第 13 条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第 14 条 ロウ者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第 15 条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第 3 章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(1) 第 8 条第 2 項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第 18 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 19 条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 20 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 21 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 22 条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【沖縄県手話言語条例】

(平成 28 年 3 月 28 日成立、平成 28 年 4 月 1 日公布)

手話は、手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、昭和 8 年にはこれと相反する発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校での手話の使用が事実上困難となった。

沖縄県のろう学校においては、昭和 13 年頃までは手話が用いられていたが、昭和 14 年頃からは口話指導が始められた。

沖縄県におけるろう者を取り巻く環境は、沖縄戦による沖縄県立盲聾(ろう)啞(あ)学校の消失や米国統治及び日本復帰など大きく変遷した。

そうした中、米国で風しんが流行し、半年遅れに当たる昭和 39 年から 40 年にかけて沖縄全域で風しんが流行した。琉球政府の要請を受けて昭和 44 年に行われた日本政府派遣検診班の検診報告書によると、339 名の聴覚障害児の出生が明らかになった。

その後、平成 18 年に国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成 26 年に我が国も批准した。

また、平成 23 年に改正された障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）では手話が言語であることが規定されたものの、手話に対する歴史的な経緯もあって理解が浸透している状況とは言えない。

沖縄県では、平成 25 年に沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成 25 年沖縄県条例第 64 号）を制定し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現に取り組んでいる。

手話は、確保されるべき意思疎通手段の一つとしての言語であるとしっかりと認識し、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

### （目的）

第 1 条 この条例は、手話が手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が意思疎通を行うために必要な言語であることに鑑み、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、これらの手話の普及（以下「手話の普及」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

- 2 県は、市町村と連携し、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。
- 3 県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者等による普及)

第5条 ろう者及び手話の関係団体は、手話の普及に関する施策に協力するとともに、自主的に手話の普及啓発を行うよう努めるものとする。

(学校における取組)

第6条 ろうである幼児、児童及び生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し手話に関する学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話推進計画)

第7条 県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定し、これを実施しなければならない。

(協議会の設置)

第8条 前条に規定する計画の策定又は変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、ろう者、手話に関する者、学識経験のある者及びその他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 前各項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(手話推進の日)

第9条 県民の手話に対する関心と理解を深めるため、手話推進の日を定める。

- 2 手話推進の日は、毎月第3水曜日とする。

(財政上の措置)

第10条 県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成28年6月1日から施行する。